

三木町公告第 34 号

次のとおり「令和 7 年度いちごのまち三木町プロモーション業務」に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 10 月 1 日

三木町長 伊藤 良春

令和 7 年度いちごのまち三木町プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要等

(1) 業務名

令和 7 年度いちごのまち三木町プロモーション業務

(2) 業務の目的

三木町の地域資源であるいちごを活用し、積極的かつ効果的なプロモーションを通じて「いちごのまち三木町」の地域ブランドの創出・確立を図るとともに、いちごやいちごの生産者とふれあう場を設けることで、いちごを通じた町民のシビックプライド醸成を目的とする。

(3) 業務内容

「令和 7 年度いちごのまち三木町プロモーション業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 25 日まで

2 委託費限度額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は委託時の予定価格を示すものではなく、当該業務での限度額を示したものである。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 「令和7年度三木町指名競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）」（以下単に「名簿」という。）に登録されていること。

なお、名簿に未登録の者にあっては、参加申込書等の提出と併せて、令和7年度三木町指名競争入札参加資格審査申請書を提出することで参加資格を有するものとみなす。（ただし、これをもって名簿に登録するものではない。）

- (2) 本要領等の公告日から本業務の契約締結の日までの間、三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第3号）又は三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第2号）による指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

- (4) 次に掲げる事項に該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 日程

令和7年10月1日（水） 実施要領等の公告、参加申込書・質疑書の受付開始

令和7年10月15日（水） 参加申込書の提出期限

令和7年10月15日（水） 質疑書の提出期限

令和7年10月16日（木） 参加資格審査結果通知書の発送

令和7年10月17日（金） 質疑書に対する回答の公表

令和7年10月29日（水） 企画提案書等の提出期限

令和7年11月 中旬	プロポーザル審査結果通知書の送付
令和7年11月 中下旬	契約候補者と企画提案内容の調整・協議
令和7年12月 上旬	契約締結

6 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書等の取得方法

参加申込書等の様式は、三木町公式ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

(2) 提出期限

令和7年10月15日（水）午前10時（必着）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書兼承諾書（様式第2号）

ウ 会社概要（様式第3号）

エ 同種・類似業務実績調書（様式第4号）

※実績は直近5年以内のもの。業務内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。

オ 参加資格審査結果通知書の送付用封筒（返送に十分な額の切手を貼付け、送付先を記載したもの）

(4) 提出方法等

ア 提出部数 1部

イ 提出場所 18に記載する担当部署（三木町役場 政策課）

ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限必着とする。

※持参の場合は、平日（三木町の休日を定める条例（平成元年3月28日条例第12号）

第1条第1項の各号に規定される日（以下「休日」という。）を除く日）の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

(5) その他

ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された参加申込書等については、受理しない。

イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

ウ 参加申込者が多数となった場合は、同種・類似業務実績調書（様式第4号）による事前審査を実施し、企画提案書の提出者を絞る場合があることに留意すること。

7 説明会

実施しない。

8 質疑・回答

本要領等に関する質疑がある場合は、下記により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年10月15日（水）午前10時まで
- (2) 提出書類 質疑書（様式第5号）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 18に記載するメールアドレス宛に送信し、電話等で受信を確認すること。
- (5) 回答方法 質疑者名を伏せたうえで、全質疑への回答を令和7年10月17日（金）午前10時までに三木町公式ウェブサイトに公開する。
- (6) その他 質疑回答のうち、必要なものは仕様の追加又は修正とみなすこととする。
また、提出期限が過ぎたもの、指定以外の手順によるもの及び参加資格がないと認められた者の行った質疑には回答しない。

9 参加資格審査

参加申込者の参加資格を「4 参加資格」により基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第6号）を令和7年10月16日（木）に発送する。この場合において、参加資格が満たないと判断されたものは、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。また、参加申込者が1者である場合も、本プロポーザルは実施するものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和7年10月29日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

イ 企画書（任意様式）

明瞭簡潔な企画書とし、以下の項目別に提案事項を明示すること。

（ア）三木町産いちごPRイベントの開催

「いちごのまち三木町」の地域ブランドの創出・確立を図るため、本町の地域資源であるいちごを活用したPRイベントについて、具体的な企画・提案を行うこと。

(イ) 学校給食でのいちご食べ比べイベントの実施

町内の小中学校の学校給食で提供する三木町産いちごを各給食調理場に納品する工程を示すとともに、児童生徒が食べながら視聴する三木町のいちごやいちご生産者に関する動画について、具体的な内容を提案すること。

(ウ) 業務実施体制調書

業務の管理責任者、業務拠点、人員の体制等

(エ) 業務工程表

作業計画、作業内容等

(オ) 総括責任者及び業務担当者の経験及び実績

過去5年以内の同種・類似業務に係るもの

ウ 見積書（様式第8号）

(3) 提出書類の作成要領

- ・副本の作成に当たって、「イ 企画書」に含まれる書類には提案者の商号又は名称、従業員名又は代表者名等を匿名とし、提案者が誰か分かるような表示は一切しないこと。
- ・企画提案書等の提出は、1者1案とする。
- ・企画提案書等の作成及び提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は任意様式と明記したものと除き所定様式によるものとする。
- ・提出書類は、原則A4縦とし、片面印刷とすること。
- ・企画書は20ページ以内にまとめるものとする。なお、A3折り込みを入れる場合は、2ページ扱いとする。
- ・提出書類は、ア～ウの順番に左側を綴じ、インデックスを付すなど提出書類の区切りを明らかにすること。
- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ・写真、イラストの使用及びカラー印刷は可とする。
- ・略語や専門用語には注釈をつけるなど、分かり易くすること。

(4) 提出方法等

ア 提出部数 正本1部：「ア 企画提案書」、「イ 企画書」、「ウ 見積書」

副本6部：「イ 企画書」

イ 提出場所 18に記載する担当部署（三木町役場 政策課）

ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

（5）その他

ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された企画提案書等については、受理しない。

イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

11 選定委員会

企画提案書等の審査は、本町職員で組織する令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務選定委員会において、選定委員が提案についての評価を行う。また、選定委員会は非公開とする。

（1）開催時期

令和7年11月上旬

（2）審査形式

書面審査による選定とする。

12 審査方法

審査項目	評価基準	配点
業務の基本方針	業務の内容及び目的を十分に理解しているか。	10
企画提案内容	本町の（地域・人口・社会・経済）状況に即した提案となっているか。	10
	提案内容が仕様書の記載事項と整合性がとれているか。	10
	提案内容や作成資料が具体的で分かりやすく、実現性の高い内容であるか。	15
	創意工夫やアイデアを生かした提案となっているか。	15
実施体制	円滑な業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	10
	業務を遂行できる体制（組織や人員）となっているか。	10
	同種及び類似業務の豊富な履行実績があるか。	10

見積金額	提案内容に見合った金額か。	1 0
	合計	1 0 0

13 契約候補者の選定

- (1) 提出された企画提案書等を各選定委員が審査し、総合得点が最も高い提案者を契約候補者、次順位の提案者を次順位候補者として選定し、契約候補者との契約締結に向けた手続きを行う。総合得点が最も高い者が複数あった場合は、見積金額が最も安価な者に決定する。
- (2) 契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- (3) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位候補者を新たに契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に「4 参加資格」を満たさなくなった場合も同様とする。
- (4) 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- (5) 上記に関わらず、審査の結果により、どの提案者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。

14 審査結果

本町は、令和7年11月中旬に、審査結果を提案者全員に対してプロポーザル審査結果通知書（様式第9号）により通知するとともに、三木町公式ウェブサイトで公表する。この場合において、不採用と判断された者は、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。

15 提出書類の取り扱い

- (1) 参加申込書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 提出書類の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出書類の内容に、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

16 情報公開

- (1) 参加者数、契約候補者及び次順位候補者の名称、評価点数、見積金額について、プロポーザル審査結果通知書(様式第9号)及び三木町公式ウェブサイトに公表するものとする。
- (2) 本プロポーザルの実施要領、実施結果等については、三木町公式ウェブサイト等を活用し、情報提供するものとする。ただし、不採用とした参加者の地位に配慮し、参加者名と評価点の関係は明らかにしない。

17 その他

- (1) 契約等について
 - ア 選定委員会で決定した契約候補者に対し、所定の手続きを経た上で、再度見積りを徵し、当該業務を随意契約により契約締結する。
なお、企画提案書で提出された見積金額を超える金額での契約は締結しない。
 - イ 仕様の確定
本町は、受託者の企画提案書等に記載されたすべての内容を承認するものではなく、本町と受託者との協議により、企画書の項目変更、追加又は削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。
 - ウ 契約の締結にあたって、業務委託契約書は本町が作成する。
 - エ 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。

(2) 留意事項

- ア プロポーザルの中止
本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由等により、実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において本プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできない。
- イ 参加辞退
参加申込書又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により18に記載する担当部署へ辞退届(任意様式)を提出すること。
- ウ 業務上の留意点
契約締結後であっても、「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除して委託料を支払わないこととし、既に委託料を支払っている場合

は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

エ 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。また、業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 失格要件

参加申込者や提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる場合があるので十分留意すること。

ア 参加資格要件を満たさない場合

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

ウ 他の提案者と応募提案の内容等について相談を行った場合

エ 契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

オ 提出された見積書の金額が委託費限度額を超過している場合

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

18 担当部署

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

三木町役場 政策課 担当：大北、近藤

TEL：087-891-3302 (内線 2215)

FAX：087-898-1994

メールアドレス：proposal01@town.miki.lg.jp

令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務 仕様書

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務

(2) 業務の目的

三木町の地域資源であるいちごを活用し、積極的かつ効果的なプロモーションを通じて「いちごのまち三木町」の地域ブランドの創出・確立を図るとともに、いちごやいちごの生産者とふれあう場を設けることで、いちごを通じた町民のシビックプライド醸成を目的とする。

(3) 業務内容

ア 三木町産いちご PR イベントの開催

- ・三木町産いちごを PR するイベントの企画・運営等を行う。
- ・詳細は別紙 1 のとおり。

イ 学校給食でのいちご食べ比べイベントの実施

- ・小中学校の学校給食として三木町産いちご 2 品種（さぬきひめ、女峰）を提供する。
- ・児童生徒がいちごを食べながら視聴する動画を制作する。
- ・詳細は別紙 2 のとおり。

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和8年3月25日まで

2 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、三木町の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 第三者の権利侵害

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら三木町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

なお、第三者が権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権等の扱い

ア 契約締結後の成果物（以下「成果物」という。）に関する著作権、著作隣接権、商標権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、業務期間終了後も三木町が保有するものとする。

イ 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、業務期間終了後も著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作権」という。）が含まれてい

る場合、その著作権等は受託者に保留されるが、可能な限り、三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、業務期間終了後も無償で既存著作物の利用を許諾する。

エ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に保留されるが、受託者は可能な限り、業務期間終了後も三木町が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

オ 成果物納品の際は、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

カ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 業務の履行に関する措置

三木町は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に三木町に書面で通知しなければならない。

(5) 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

(7) 契約不適合責任

本業務の成果品に対する契約の内容に適合しないものの取り扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約終了後から 1 年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

(8) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

3 成果品

業務完了報告書 紙媒体 1 部及び電子データを記録した電子媒体 1 式

4 その他

(1) 業務上の留意点

契約締結後であっても、三木町公告第 34 号「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこととする。既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

と。

(2) 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。

(3) 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることはなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。

- 1 業務名 三木町産いちご PR イベントの開催
- 2 概 要 町内の各所でいちごをテーマにしたイベントを開催し、町全体をいちごで盛り上げる。メディア露出増加による広範囲への PR と、町民の「いちごのまち三木町」のシビックプライド醸成を同時に進めていくことをめざす。
- 3 開催日 メインイベント：令和8年2月～3月のいずれか1日（土曜日または日曜日）
プレイベント：メインイベント開催日の直前1週間程度
- 4 場 所 メインイベント：集客が見込まれる町内の商業施設等
プレイベント：いちごの直売スポットや飲食店などの町内各所
- 5 内 容
- （1）周知・機運醸成
- ・町の SNS などを通じて、イベントの内容や参加する生産者に関する情報を広く周知すること。（目標：メディア等からの取材回数 5回以上）
 - ・町内のいちご生産者や飲食店、学校などと連携し、関連する商品の販売や作品の展示等を行い、イベント全体の盛り上がりにつなげること。
- （2）生産者とのふれあい
- ・生産者が店頭に立って町産いちご（複数品種の食べ比べセットを含む）やその加工品を直接販売できる直売所を設けること。
 - ・その他来場者がいちご生産者と直接関わることができるイベントを行うこと。
- （3）参加・体験型イベント
- ・事前に応募したり、当日に体験したりできるイベントを行うこと。
例：創作スイーツコンテスト、いちごの加工・調理・販売体験ブース など
- （4）その他
- ・各イベントは町内の子どもや家族連れをメインターゲットとして企画・実施すること。
 - ・プレイベント会場となる町内各所を回りたくなるような工夫を凝らすこと。
例：スタンプラリー、来場者特典 など
 - ・プレイベントで（1）を、メインイベントで（2）～（3）を行うことを想定しているが、それ以外の形で実施しても良い。また、（1）～（3）以外のイベントを追加で企画・実施しても良い。
 - ・来場者や参加した生産者を対象にイベントの満足度などを問うアンケート調査を実施すること。また、イベント終了後にアンケート結果の分析等を行い、今後町が行うべき取組などを提案すること。

1 業務名 学校給食でのいちご食べ比べイベントの実施

2 概要 小・中学校（全5校）の学校給食で三木町産いちご2品種（さぬきひめ、女峰）の食べ比べを行う。児童生徒は、食べながらPR動画を視聴することで、三木町のいちごの魅力を感じながらいちご生産者の仕事などについて学ぶことができる。

3 内容

（1）いちごの納品

	小学校分	中学校分
イベント実施日	令和8年2月上旬のいずれか1日（平日）	令和8年2月下旬のいずれか1日（平日）
イベント実施場所	町内の小学校4校	三木中学校
納品場所	三木町学校給食センター (大字鹿庭乙 255番地)	三木中学校給食調理場 (大字氷上 31番地)
規格・数量等	さぬきひめ 1,650粒 (2L以上) 女峰 1,650粒 (2L以上)	さぬきひめ 850粒 (2L以上) 女峰 850粒 (2L以上)
納品日	イベント実施日の前日または町が指定する日程	
納品方法及び その他	協議のうえ決定する	

（2）PR動画の制作

- ・小中学校でいちごの食べ比べを行う際にPR動画を放送し、児童生徒が食べながら視聴する。
- ・動画時間は3~5分程度とし、小学校分と中学校分は同内容とすること。
- ・動画を視聴するのは小学校1年生から中学校3年生まで。
- ・いちご生産者が出演しており、三木町のいちごやその生産者について学べるような動画であること。
- ・取材先の選定や交渉は、必要に応じて三木町が協力する。
- ・動画内容に関する打ち合わせ（校正を含む）は3回以上実施する。
- ・小学校の実施日の2日前までにDVD-R等の記録メディアに格納し、三木町役場政策課に6枚納品すること。

様式第1号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-mail

参 加 申 込 書

プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みます。なお、実施要領を理解し、同要領に定められた参加資格を満たしており、また提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ありません。

記

1 業務名 令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務

2 添付書類

- ・誓約書兼承諾書（様式第2号）
- ・会社概要（様式第3号）
- ・同種・類似業務実績調書（様式第4号）

様式第2号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓約書兼承諾書

記

当者は、下記の事項について誓約します。

下記に反する場合は、契約の解除等、町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

なお、必要な場合には、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

1 当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。

2 当者又は当者の役員及び使用人は、次のいずれにも該当するものではありません。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（4）暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

（5）暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者

（6）当者若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団 又は暴力団員を利用するなどしている者

（7）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（8）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

（9）暴力団員と密接な交友関係を有する者

（10）総会屋その他反社会的勢力に属する者

様式第3号

会社概要

本業務に係る参加申込者の本社情報について以下に記載すること。

1 商号又は名称

2 所在地

〒

T E L

F A X

3 代表者職氏名

役職

氏名

4 本社設立年月日

年 月 日 設立

5 事業内容

6 資本金

万円

様式第4号

同種・類似業務実績調書

本業務に類似すると思われる業務の実績を記載すること。

(実績を証する契約書等の写しを添付すること。)

質 疑 書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

業務名 令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務

番号	仕様書 番号等	質 疑 事 項

◎ 質疑は、以下のとおり受けます。

- 1 提出先 三木町役場 政策課 企画調整係 (担当: 大北、近藤)
電話番号 : 087-891-3302 (ダイヤルイン)
内線 : 2215
E-Mail : proposal01@town.miki.lg.jp
- 2 提出期限 令和7年10月15日 (水) 午前10時00分
- 3 回答予定 令和7年10月17日 (金) 午前10時00分

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

下記業務に係るプロポーザルの企画提案書を提出します。

記

1 業務名

令和7年度いちごのまち三木町プロモーション業務

2 添付書類

① 企画書（任意様式）

- ア 三木町産いちごPRイベントの開催
- イ 学校給食でのいちご食べ比べイベントの実施
- ウ 業務実施体制調書
- エ 業務工程表
- オ 総括責任者及び業務担当者の経験及び実績

② 見積書（様式第8号）

樣式第 8 号

見積書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

三木町物品購入等契約規則及び仕様書、図書、その他見積条項を承知の上、次のとおり見積ります。

記